

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要(宮城県)

1 期間 第4四半期(1月～3月)

2 検査計画概要

分類	品 目 数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	10	週1回以上	約32検体	9市町村
果実類	0	出荷前 (随時)	約0検体	—
きのこ・山菜類	1	週1回以上 (随時)	約51検体	全市町村
畜産物	1	週5回	約1,300検体	全市町村
野生鳥獣肉	5	期間内	260検体	県内全域
乳	1	月3回	9検体	全市町村
穀類	0	出荷前	0検体	—
海産魚種	28	週1回以上 (随時)	約540検体	県全域
内水面魚種	5	週1回以上 (随時)	約60検体	県全域
その他				
小計	51	—	約2,252検体	
市場に流通している食品				
生鮮品又は 加工品	25	週1回	87検体	
計	76	—	約2,339検体	

農畜水産物等の放射性物質検査計画（令和３年度第４四半期分）

宮 城 県
令和３年１２月２３日

「農畜水産物等の放射性物質検査について（令和３年３月２６日付け生食発０３２６第１４号）」及び「令和３年度宮城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）」に基づき、県内で生産される農産物、林産物、畜産物、水産物及び野生鳥獣並びに県内で販売される食品の検査計画を策定する。

１ 検査対象品目

平成２３年４月４日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部作成，最終改正：令和３年３月２６日）」のⅡの３及び監視指導計画第４の３に掲げる品目を中心とした、県内で生産又は販売される次の食品

（１）農産物

- ① 県内で生産及び販売される主要な野菜類，果実類のうち，計画期間に収穫期を迎える品目
- ② 穀類（米，麦類，そば）及び豆類（大豆）については，個別計画により対応する。

（２）林産物

下記品目のうち，計画期間に収穫期を迎える品目

- ① 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目
こしあぶら，たけのこ，わらび，ぜんまい，野生きのこ類
- ② 基準値の１／２を超える放射性セシウムが検出された品目（①に掲げる品目を除く。）
たらめ
- ③ 令和２年４月１日以降に出荷制限を解除された品目
—

（３）畜産物

- ① 原乳
県内の３か所の集乳施設（クーラーステーション等）からそれぞれ採取した原乳
- ② 牛肉
「全頭検査終了後の出荷・検査方針」（平成２３年８月１９日原子力災害対策本部長へ提出，令和２年３月２７日改正）に基づき，廃用牛の出荷時検査を行う。（ただし，検査を実施する牛については事前に生体推定検査を実施する。）

（４）水産物

下記品目のうち，計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種

- ① 基準値の１／２を超える放射性セシウムが検出された品目
 - （ア）海産魚種
—
 - （イ）内水面魚種
イワナ・ヤマメ・マス類，フナ類・コイ・ウグイ，ウナギ，アユ，スズキ

② 令和2年4月1日以降に出荷制限を解除された品目

—

(5) 野生鳥獣

① 下記品目のうち計画期間に捕獲される野生鳥獣の肉類

基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

② 県内での生息数が多い品目（①に掲げる品目を除く。）

カルガモ、キジ

(6) その他の食品

本県において流通している食品（生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの（乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの（水戻しして基準値（100Bq/kg）が適用される食品を除く。）等の加工品を含む。））

2 検査対象市町村等の設定

(1) 農産物及び林産物については、当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上（生息等の実態を踏まえ、県内の市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。）、それぞれ実施する。

(2) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

(3) 水産物については、本県沖合海面を7つの海域に区分し、同様に実施する。

3 検査の頻度

週1回程度（ただし、品目の生産・出荷等の実態に応じて検査を実施するものとする。）

農産物、野生のきのこ・山菜等のように収穫時期が限定されている品目については、収穫の段階で検査を実施する。

乳については、月に1回検査を実施する。

水産物については、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。

4 検査計画及び検査結果の公表

検査計画及び検査結果については、県ホームページ（みやぎ原子力情報ステーション）で公表する。

5 検査結果に基づく措置

(1) 出荷前の農産物、林産物、畜産物及び水産物等については、基準値を超えた場合は

出荷の自粛を要請し、市場に流通させない措置をとる。

- (2) 基準値を超えた食品については、食品衛生法に基づく廃棄命令、回収命令等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、食品衛生法に基づく措置のほか、原因を調査し、必要に応じて原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

6 出荷制限後の検査計画の見直し

原子力災害対策本部より出荷制限の指示が出た品目・区域については、検体の採取が可能な品目については、継続して検査を実施し、実態を把握することとする。

また、一部出荷制限解除品目については、県が定める管理計画に基づく頻度にて検査を行うこととする。

※計画の詳細は別紙のとおり。

(別紙)

県内農畜水産物等の放射性物質検査計画【令和3年度第4四半期分】

宮城県

区分		月別種別計画			備考
		1月	2月	3月	
農産物	穀類	該当なし (0点程度)	該当なし (0点程度)	該当なし (0点程度)	
	野菜類・果実類	ハクサイ ホウレンソウ コマツナ ミズナ 等 (11点程度)	ホウレンソウ ニンジン コマツナ シュンギク 等 (16点程度)	ミズナ イチゴ 等 (5点程度)	
林産物	きのこ類	原木しいたけ (17点程度)	原木しいたけ (17点程度)	原木しいたけ (17点程度)	
	山菜類	該当なし (0点程度)	該当なし (0点程度)	該当なし (0点程度)	
畜産物		原乳 (3点)	原乳 (3点)	原乳 (3点)	
		牛肉 (430点程度)	牛肉 (430点程度)	牛肉 (430点程度)	
水産物	海産魚種				
	表層	イカナゴ、サバ類	イカナゴ、サバ類、シラウオ、ツノナシオキアミ	イカナゴ、サバ類、シラウオ、ツノナシオキアミ	
	中層	アイナメ、イカ類、スズキ	アイナメ、イカ類、スズキ	アイナメ、イカ類、スズキ	
	底層	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソアイナメ、カレイ類、タコ類、タラ類、ヒラメ	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソアイナメ、カレイ類、タコ類、タラ類、ヒラメ	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソアイナメ、カレイ類、キチジ、ケムシカジカ、タコ類、タラ類、ヒラメ	
	貝類	アカガイ、エゾアワビ、ホタテ、マガキ、マボヤ	アカガイ、エゾアワビ、キタムラサキウニ、ホタテ、マガキ、マボヤ	アカガイ、エゾアワビ、キタムラサキウニ、ホタテ、マガキ、マボヤ	
	海藻類	コンブ、ノリ	コンブ、ノリ、フノリ、ワカメ	コンブ、ノリ、フノリ、ワカメ	
	沖合	カジキ類、サメ類、マグロ類	カジキ類、サメ類、マグロ類	カジキ類、サメ類、マグロ類	
		(180点程度)	(180点程度)	(180点程度)	
	内水面魚種				
	上流域	イワナ、ヤマメ、ワカサギ	イワナ、ヤマメ、ワカサギ	イワナ、ヤマメ、ワカサギ	
	下流域	ウグイ、ウナギ	ウグイ、ウナギ	ウグイ、ウナギ	
	養殖				
		(20点程度)	(20点程度)	(20点程度)	
野生鳥獣		イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ カルガモ キジ (87点程度)	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ カルガモ キジ (86点程度)	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ カルガモ キジ (87点程度)	
その他の食品		乳・乳飲料・ミネラルウォーター 乳児用粉ミルク・乳児用食品・緑茶 乳酸菌飲料(乳児用を除く) 発酵乳・麺類等穀類加工品・漬物 豆類加工品・鶏肉・鶏卵 こんにゃく・乾燥野菜(果実) ジャム・野菜(果実)ジュース 魚介類加工品・水産加工品 食肉製品等食肉加工品・そうざい 牛肉・豚肉・めん山羊・馬 等 (29点程度)	乳・乳飲料・ミネラルウォーター 乳児用粉ミルク・乳児用食品・緑茶 乳酸菌飲料(乳児用を除く) 発酵乳・麺類等穀類加工品・漬物 豆類加工品・鶏肉・鶏卵 こんにゃく・乾燥野菜(果実) ジャム・野菜(果実)ジュース 魚介類加工品・水産加工品 食肉製品等食肉加工品・そうざい 牛肉・豚肉・めん山羊・馬 等 (29点程度)	乳・乳飲料・ミネラルウォーター 乳児用粉ミルク・乳児用食品・緑茶 乳酸菌飲料(乳児用を除く) 発酵乳・麺類等穀類加工品・漬物 豆類加工品・鶏肉・鶏卵 こんにゃく・乾燥野菜(果実) ジャム・野菜(果実)ジュース 魚介類加工品・水産加工品 食肉製品等食肉加工品・そうざい 牛肉・豚肉・めん山羊・馬 等 (29点程度)	